

第3次津山市健康増進・食育推進計画及び第2次津山市自殺対策計画策定支援業務 (仕様書)

1 業務名

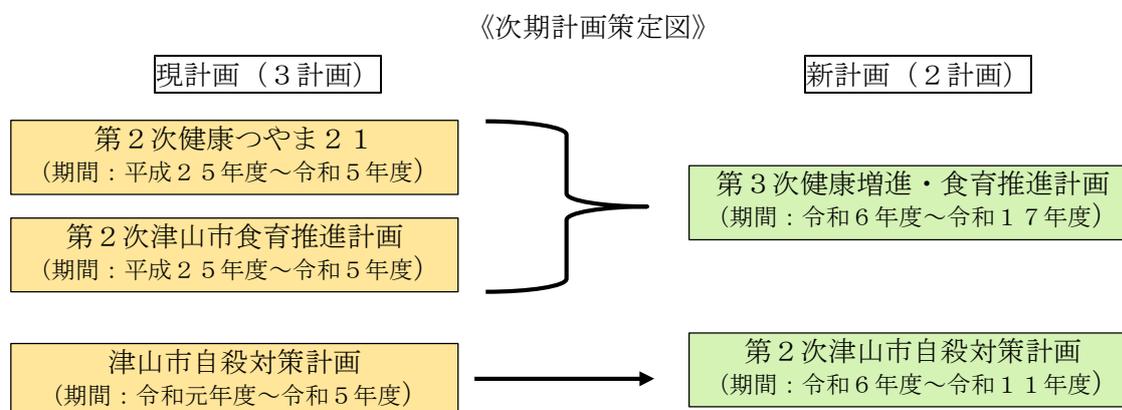
第3次津山市健康増進・食育推進計画及び第2次津山市自殺対策計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づく「第2次健康つやま21」、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に基づく「第2次津山市食育推進計画」、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項及び自殺総合対策大綱に基づく「いのち支える津山市自殺対策計画」が令和5年度をもって計画期間が終了することから、現計画の最終評価を実施し、次期計画を策定するもの。

次期計画においては、国や岡山県の動向、津山市の健康や食に関する状況を的確に把握し、将来を展望して、「健康増進計画」「食育推進計画」を健康と食の相乗効果を高めるため「健康増進・食育推進計画」の1つの計画として策定する。

また、「自殺対策計画」においては、国が令和4年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」や第3次岡山県自殺対策基本計画（令和3年3月策定）を反映し、地域の実情に応じた計画とする。



3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 関係法令及び関連計画等

本業務の実施については、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる主な法令及び計画等を反映し、準拠したものとする。

また、上位計画・関連計画の中には、令和5年度に策定予定のものもあり、関係機関、関係団体及び庁内関係部署との情報共有及び調整を図りながら本業務を遂行するものとする。

(1) 主な法令及び市規則等

- ①健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号）（令和 5 年改正予定）
- ②食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）
- ③自殺対策基本法（平成 18 年法律 85 号）及び自殺総合対策大綱（令和 4 年 10 月閣議決定）
- ④津山市契約規則（平成 6 年津山市規則第 5 号）
- ⑤津山市健康づくり推進審議会規則（平成 14 年津山市規則第 12 号）
- ⑥津山市健康づくり推進本部設置要綱（令和 3 年津山市訓令第 2 号）
- ⑦津山市の基本的な政策等に係る意見提出手続要綱（平成 17 年津山市訓令第 27 号）
- ⑧その他関係する法令及び規定等

(2) 国・県の計画等

- ①健康日本 21（第三次）推進のための説明資料（令和 5 年公表予定：（現）健康日本 21（第二次）の推進に関する参考資料）
- ②第 4 次食育推進基本計画（令和 3 年 3 月策定）
- ③第 4 次食育推進基本計画参考資料集（令和 3 年 7 月公表）
- ④市町村自殺対策計画策定の手引き（平成 29 年 1 1 月公表、令和 4 年度末改正予定）
- ⑤第 3 次健康おかやま 21（令和 5 年策定予定：（現）第 2 次健康おかやま 21）
- ⑥岡山県食の安全・食育推進計画（令和 5 年策定予定：（現）岡山県食の安全・食育推進計画（平成 30 年 3 月策定））
- ⑦第 3 次岡山県自殺対策基本計画（令和 3 年 3 月策定）

(3) 津山市の計画等

- ①（上位計画）津山市総合計画（平成 28 年策定）
- ②（上位計画）地域福祉計画（令和 5 年策定予定）
- ③（関連計画）国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画（令和 5 年策定予定）
- ④（関連計画）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 5 年策定予定）
- ⑤（関連計画）障害福祉計画・障害児福祉計画（令和 5 年策定予定）
- ⑥（関連計画）教育振興基本計画（令和 4 年策定）
- ⑦その他関係する計画等

5 用語の定義

この仕様書による定義は、法において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 津山市健康づくり推進審議会（以下「審議会」という。）

津山市健康づくり推進審議会規則（平成 14 年津山市規則第 12 号）第 2 条の所掌事務（健康増進計画，食育推進計画，自殺対策計画）の策定及び推進に関する事項を審議し，答申することを目的に，市長が委嘱した「学識経験者」，「関係団体の代表」，「関係機関の職員」などが委員となっている。

(2) 津山市健康づくり推進本部（以下「推進本部」という。）

津山市健康づくり推進本部設置要綱（令和3年津山市訓令第2号）第2条の所掌事務（健康増進計画，食育推進計画，自殺対策計画）の策定，施策の実施，進行管理等を行う会議体で，第3条の組織は，市長が指名する副市長が本部長で関係部長等が本部員となっている。

(3) 幹事会

推進本部の会議に付すべき事案の調整及び本部長の命を受けた事案を処理するため，推進本部の補助機関として設置されている。

(4) 専門部会

推進本部の所掌事務に係る専門的事項を調査研究するため，必要に応じて開催している。

(5) アンケート調査

令和4年度に津山市が市民を対象に実施したアンケート調査。

①調査目的

津山市の「第2次健康つやま21」，「第2次津山市食育推進計画」及び「いのち支える津山市自殺対策計画」について，令和5年度に最終評価及び次期計画策定を実施するにあたり，基礎資料を得る目的で実施したもの。

現在，津山市において「調査実施報告書」は，作成中であるが本業務開始時には，次期計画策定資料として活用いただくこととなる。

②調査対象

a 5歳児(約400件)，b小学生(約450件)，c中学生(約300件)，d高校生(約350件)，e成人(3000件)

(6) パブリックコメント

津山市の基本的な政策等に係る意見提出手続要綱（平成17年津山市訓令第27号）に基づき本業務で作成した各計画案について，市ホームページや指定した場所での閲覧等により，市民等から意見を聴取し施策に反映させることを目的とする。

6 委託業務の内容

(1) 現状分析業務

①情報収集及び整理

- ・計画策定に必要となる国，県の動向把握，先進自治体の事例調査（施策，評価指標，数値目標等についての文献調査）
- ・関係団体及び庁内関係課の健康増進・食育推進・自殺対策関連施策を把握し整理する。

②現行計画の評価及び課題抽出

- ・人口，疾病，医療，介護，死亡等の各種統計データ及びアンケート調査の結果について，国，県等との比較検討を行う。アンケート調査については，必要があれば追加分析を行う。

- ・津山市と打ち合わせの上で、健康寿命を算出する。（「日常生活に制限のない期間の平均」「自分が健康であると自覚している期間の平均」「日常生活が自立している期間の平均」の3種類の方法での算出を想定しているが、津山市の人口規模や他市の状況を踏まえ、協議のうえ決定する。）
- ・現行計画の進捗状況の把握，分析及び評価を行う。
- ・上記をもとに，津山市の課題を抽出する。
- ・重点課題，ライフステージや分野別の課題についても整理する。

(2) 計画案等の作成

①計画骨子案，素案の作成及び修正・追記等

- ・基本理念，基本方針，重点目標，実行可能で具体的な施策，目標値を設定する。
- ・主要なアウトカム指標の設定に際しては，その達成に必要なアウトプット指標やアクションプランを示すロジックモデルを例示する。
- ・津山市で現在実施している事業との整合性を確認し，検証可能な指標等の設定及び妥当性の検討を行う。
- ・計画の構成を検討し，構成項目に基づき文章化，図示化等により編集する。

②計画案の作成

計画素案の作成後，各会議体の意見や提案を反映し，修正・追記・削除を行いながらパブリックコメント実施前までに完成させる。

(3) 各会議体の支援業務

「計画策定スケジュール」にある各会議体（幹事会・推進本部会議・審議会）へ事務局補助として，会議資料の作成，説明補助，必要な助言，議事録作成など，会議の運営補助を行う。
なお、審議会は3回全て出席すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施支援を行う。

《計画策定スケジュール》

下記のスケジュールは、現段階のものであって変更する場合がある。

5年度	計画策定業務	各会議体		
		幹事会	推進本部会議	審議会
4月	現計画最終評価 次期計画骨子検討			
5月				
6月				
7月		第1回幹事会	第1回本部会議	第1回審議会
8月	次期計画素案検討			
9月		第2回幹事会		
10月	次期計画案検討		第2回本部会議	第2回審議会
11月		第3回幹事会		第3回審議会
12月			第3回本部会議	
1月	パブリックコメント実施			
2月		第4回幹事会		
3月	計画策定（公表）			

7 成果品

(1) 成果品

受託者は、以下に示す成果品を令和6年3月29日（金）までに、津山市が指示した方法により納品する。ただし、校了終了後に見本品を10部程度作成し納品するものとする。

①第3次津山市健康増進・食育推進計画

- (ア) 計画書（A4：140ページ程度，製本，表紙及び裏面のみカラー） 500冊
- (イ) 概要版（A4：4ページ，2つ折り，フルカラー，デザイン） 15,000部
- (ウ) 上記（ア）（イ）を Word 又は PowerPoint 形式及び PDF 形式で保存した電子データ（CD-ROM）2部

②第2次津山市自殺対策計画

- (ア) 計画書（A4：70ページ程度，製本，表紙及び裏面のみカラー） 500冊
- (イ) 概要版（A4：4ページ，2つ折り，フルカラー，デザイン） 15,000部
- (ウ) 上記（ア）（イ）を Word 又は PowerPoint 形式及び PDF 形式で保存した電子データ（CD-ROM）2部

(2) パブリックコメント

パブリックコメントに必要な各計画（案）等は、津山市が指定した時期及び方法により納品するものとする。

(3) その他本業務の実施にあたり作成したもので津山市が指定したもの。

8 検査

- (1) 受託者は、業務完了届を提出する際には、契約図書に義務づけられた資料の整備がすべて完了した後に津山市に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、津山市の立ち会いのもとに、以下の検査を受けるものとする。
 - ① 成果品の検査
 - ② 業務等管理状況の検査
 - ③ その他津山市が必要とする検査
- (3) 検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受託者は速やかに修正を行わなければならない。

9 その他

- (1) 打ち合わせ

本業務遂行にあたり、必要に応じて打ち合わせを実施すること。打ち合わせは、原則として津山市の指定する場所で開催するが、津山市が承諾又は提案した場合は、Web、メール、書面などで打ち合わせに代えることができる。なお、打ち合わせに係る旅費等経費は委託料に含めるものとする。(対面での打ち合わせは、3回程度予定)
- (2) 守秘義務

受託者は、本業務で知り得た個人情報やその他秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。
- (3) 成果品及び作成資料等の帰属

本業務で得られた成果品及び作成資料等の著作権及び所有権は、津山市に帰属するものとし、受託者は、津山市の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務終了後においても、津山市から本業務で作成したデータ等の算出根拠や資料内容などの問合せに対して、合理的な範囲で協力するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて津山市と受託者が協議し定めるものとする。